

不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書

世界的な金融危機に端を発した不況の影響で、わが国の雇用失業情勢は急速に悪化しています。

厚生労働省の調査によると、2008年10月から2009年3月末までに約8万5000人の非正規労働者の解雇が見込まれていますが、さらに状況が厳しくなることも想定しておかなければならない事態になっています。

契約を打ち切られる派遣社員の中には、企業の寮に住んでいて、職を失うと同時に住まいも失うといった事態に追い込まれる方も多く、生活基盤を建て直すための緊急支援が必要です。

また、厚生労働省の調査によると2008年12月までに学生の採用内定取り消しが769件にもものぼっており、企業が安易な内定取り消しを行わないようにする措置が求められています。

このような雇用不安が社会不安につながることも懸念されており、国は雇用の維持、失業者の住居と生活の安定に向けた支援、新たな雇用の創出に向けて全力をあげて取り組むことが求められています。

よって、政府において、次の事項を速やかに実施するよう要望します。

記

- 1 .企業が安易な解雇、内定取消しを行わないよう、職業安定所の指導を強化するとともに、必要な法整備を行うこと。
- 2 .事業主に対して助成される雇用調整助成金について要件の緩和や支給日数の延長等を行い、「派遣切り」の防止をはじめ、雇用の維持のための活用を促進すること。
- 3 .雇い止めや解雇により住居を失った派遣労働者や雇用保険の受給資格がなく生活に困窮する失業者に対して、就労支援・職業訓練を実施するとともに住宅を貸与し、生活支援金を給付すること。  
その際、貸与する住宅は、雇用促進住宅や公営住宅、民間アパート等の借り上げにより確保すること。
- 4 .雇用のセーフティネットを強化するため、雇用保険の適用対象者の拡大、失業給付(基本手当)の受給資格要件の緩和、基本手当日額の増額等について雇用保険法を改正すること。
- 5 .労働者派遣は一時的・臨時的雇用に限定するとの原点に立ち返り、雇用が不安定で労働安全衛生管理などの使用者責任が不明確な現行制度を見直し、労働者派遣法

を改正すること。

- 6．医療・介護、福祉、環境、新エネルギー、農林水産漁業などの分野での就労を支援するため、職業訓練・就労支援などを行うこと。
- 7．若年フリーター、一人親世帯の者、障害者、高齢者など、特に就労が困難な状況にある求職者については、特段の配慮をもって就労支援を実施すること。
- 8．メンタルヘルスの不調、過労死、不払い残業などをなくし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した労働時間の実現をめざすよう、労働時間短縮のための労使の取り組みを支援・促進すること。  
また、自立的労働時間制度は導入しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣  
文部科学大臣